

2024年4月1日

当金庫は、2024年6月24日に開催する総代会において、当金庫の定款第15条の規定に基づき、長期間所在が不明である会員の方(以下、「所在不明会員」といいます。)の除名を決議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、除名決議の対象者に該当するお心当りのある方で、異議のある場合には、2024年5月31日までに、会員さまご本人が、当金庫本支店の窓口にご本人であることを確認できる書類の原本をご持参のうえ、現在の所在を明らかにするため届出住所等の変更手続きを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 「所在不明会員」とは、以下の要件をすべて充足し、かつ、当金庫が除名することが適当と判断させていただいた会員の方とします。
  - (1) 2018年4月から2023年3月末に当金庫の事業を利用せず出資のみの取引であった方。
  - (2) 2023年3月以前に、当金庫の出資配当金通知書または領収書が5年以上継続して到達しなかった方。
  - (3) 当金庫への届出住所等に所在していないことが確認できた方。
2. 信用金庫法および当金庫定款の定めるところにより、除名対象者の方は、総代会において弁明をすることができます。

以上

問い合わせ先 西武信用金庫 総務部 tel.(03)3384-6115